

写

舞 総 総 第 77 号
令和 2 年 6 月 9 日

舞鶴市議会議長
上 羽 和 幸 様

舞鶴市長 多々見 良 三

議案の一部訂正について

令和 2 年 5 月 29 日に提出いたしました議案(第 45 号議案 舞鶴市手数料条例の一部を改正する条例制定について)につきまして、下記のとおりその一部を訂正したいので、よろしくお取り計らいください。

記

箇所	内容
第 45 号 議案「舞 鶴市手数 料条例の 一部を改 正する條 例制定に ついて」 27 ページ	別表第 26 号を削り、同表第 27 号中「省令」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令(平成 26 年総務省令第 85 号)」に改め、同号を同表第 26 号とし、同表中第 28 号を第 27 号とし、第 29 号から第 58 号までを 1 号ずつ繰り上げる。
	別表第 26 号を削り、同表第 27 号中「省令」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令(平成 26 年総務省令第 85 号)」に改め、同表中第 28 号を第 27 号とし、第 29 号から第 58 号までを 1 号ずつ繰り上げる。